

一 船主相互保険組合法施行令（昭和二十五年政令第一二百七十七号）

改 正 案

現 行

（役員等について準用する会社法の規定の読み替え）

第八条 法第四十条の規定において役員について会社法第三百六十一  
条第一項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に  
係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える会社	読み替えられる字句
第三百六十二条 第一項及び第四項	取締役	役員（船主相互保険組合法 第三十五条第一項に規定す る役員をいう。）	第三百六十二条 第一項及び第四項	取締役

2 法第四十条の規定において監事について会社法第三百八十九条第  
四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは  
、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える会社	読み替えられる字句
第三百六十二条 第一項及び第四項	取締役	役員（船主相互保険組合法 第三十五条第一項に規定す る役員をいう。）	第三百六十二条 第一項及び第四項	取締役

2 法第四十条の規定において監事について会社法第三百八十九条第  
四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは  
、次の表のとおりとする。

第三百八十九条 電磁的記録を規定する電磁的記録をいう。)を	第三百八十九条 電磁的記録(船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)を	第三百八十九条 電磁的記録(船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)を	第三百八十九条 電磁的記録(船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)を	第三百八十九条 電磁的記録を規定する電磁的記録をいう。)を	第三百八十九条 電磁的記録を規定する電磁的記録をいう。)を	第三百八十九条 電磁的記録を規定する電磁的記録をいう。)を
第三十八条の二 理事以外の理事又は監事	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
清算人以外の清算人						
第三百八十九条 電磁的記録を規定する電磁的記録をいう。)を	第三百八十九条 電磁的記録(船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)を	第三百八十九条 電磁的記録(船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)を	第三百八十九条 電磁的記録(船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)を	第三百八十九条 電磁的記録(船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)を	第三百八十九条 電磁的記録(船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)を	第三百八十九条 電磁的記録(船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)を
第三十八条の二 組合員外理事又は監事	組合員等と	組合員外理事	組合員外清算人	組合員等又は内閣府令で定める業務を執行する理事と	組合員等又は内閣府令で定める業務を執行する理事と	組合員等又は内閣府令で定める業務を執行する理事と
組合員外清算人						

第四項第二号 事

2 法第四十八条第二項の規定において清算人について会社法第三百八十九条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句
第三百八十九条 第四項第一号	電磁的記録
（）を	電磁的記録（船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

第四項第二号

2 法第四十八条第二項の規定において清算人について会社法第三百八十九条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句
第三百八十九条 第四項第一号	電磁的記録
（）を	電磁的記録（船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）